



防犯シンボルマーク

# 防犯ぎふ

第89号

発行

(公財) 岐阜県防犯協会

岐阜県風俗環境浄化協会

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12

電話 058-273-0270

FAX 058-275-4031



岐阜防犯

検索



可憐な姿のカタクリ (可児川下流域自然公園)



荒川豊蔵資料館 (可児市久々利)

## ～安心して暮らせるまちづくり～

可児地区防犯協会長 富田 成輝  
可児市長

可児市は岐阜県の中南部に位置し、名古屋市や岐阜市から30kmの通勤圏にありながら豊かな自然に抱かれ、戦国時代には美濃桃山の茶陶を生み出した地でもあります。

本市で創作活動を行った人間国宝の故・荒川豊蔵は、日本で焼かれた2つの国宝茶碗のうちの一つ「志野茶碗・銘卯花<sup>うのはながき</sup>」の作者であり、桃山時代の焼き物が瀬戸ではなく美濃で焼かれていたことを証明しました。このことから、「美濃桃山陶の聖地」として観光資源に磨きをかけ、多くのお客様をお迎えしたいと考えています。

さて、平成27年の可児署管内の犯罪発生状況は982件で全体としては減少傾向にありますが、子どもを狙う不審者やお年寄りを狙う詐欺などは増加しており、可児地区防犯協会では高齢者向けの特殊詐欺防止啓発活動や、「ひまわり班」による連れ去り防止教室、可児市が発祥である「子ども110番の家」の登録や啓発などを行っています。

また、市内では登下校時の見守り活動や、地域での青色回転灯パトロール等による防犯活動が行われており、こうしたボランティアによる市民の自主的な活動が、今後のまちの安全づくりを支える大きな力になっていくものだと確信しております。

今後も住民・行政・警察が知恵を出し合い連携を強化しながら、「住みごこち一番・可児」の実現に向け取り組んでまいります。

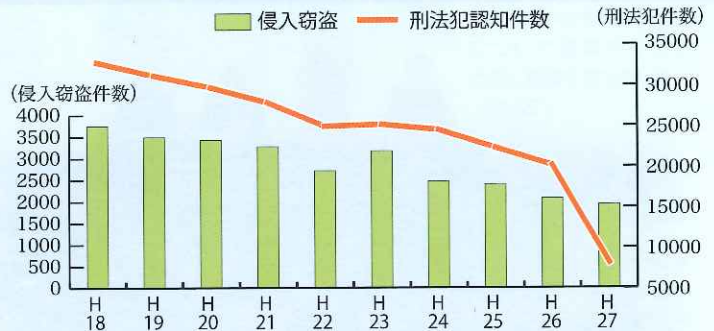
## 平成27年中の犯罪発生状況

昨年中の刑法犯認知件数は18,161件で、年々減少しており、侵入窃盗や、車上ねらい・自転車盗被害も同じように減少しています。

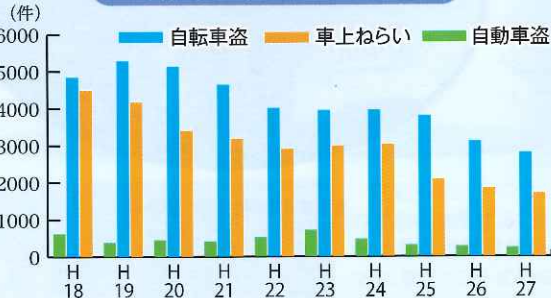
しかし、凶悪犯罪に移行しがちな侵入犯罪が年間200件以上も発生しています。

CP認定製品の玄関ドア等の建具を使った侵入犯罪に強い住まいづくりに努めましょう。

刑法犯・侵入窃盗認知件数



自転車や車上ねらいの被害

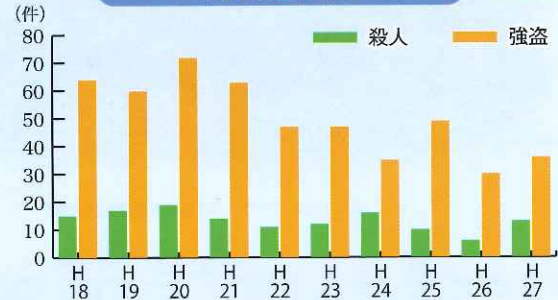


自転車や車上ねらい被害は、犯罪被害の約2割を占めており、被害に遭いやすく身近な犯罪ですが、少しの注意で防ぐことのできる被害でもあります。

**車上ねらいは** ・少しの間車を離れるときでも必ずドアロックをする。  
・駐車中の車内には物を残して置かない。

**自転車被害は** 防犯登録とツーロック(固定物と自転車とを係留する)等により盗難被害を防止しましょう。

殺人・強盗の被害



刑法犯認知件数の減少と同じようには、強盗被害は減少していません。

社会的反響の大きい殺人に至っては、10件以上20件以内を推移しており、刑法犯の減少を実感できない要因かもしれません。

凶悪犯は、発生すれば多大な被害をもたらしかねないため、未然防止が不可欠です。

犯罪を起こさせないため、街路灯や防犯カメラの設置、防犯パトロールや声掛けなど、未然防止に努めましょう。

## 空き巣・忍び込みの被害防止

空き巣・忍び込み被害別侵入箇所



平成27年中、空き巣被害は822件、忍び込み被害は356件の届け出がありました。

空き巣は、無締まりの出入口や窓ガラスを割って縁側やバルコナから屋内に侵入し犯行に及んでいます。

忍び込みも、無締まりの出入口から屋内に侵入し犯行に及んでいます。

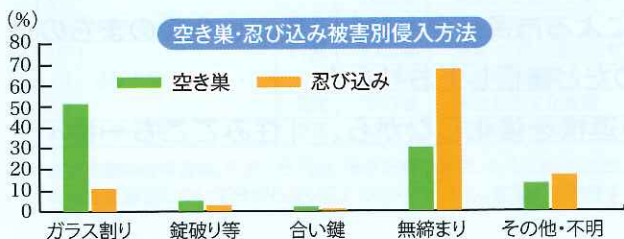
空き巣や忍び込み被害を防止するには、確実な施策が不可欠です。

家を留守にする場合や、夜間就寝前には、必ず玄関などの出入口や窓の施錠を確認してください。

家を留守にする場合は、少しの間でも必ず施錠してください。

また、窓ガラスを割れにくい防犯ガラスにするなど屋内に侵入しにくい防犯対策により、被害を防止しましょう。

空き巣・忍び込み被害別侵入方法

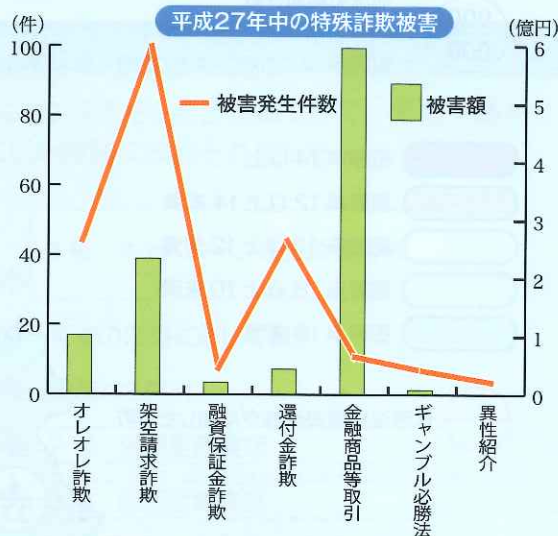


## 特殊詐欺の被害状況(平成27年中)

振り込み詐欺は209件、4億16万円、類似詐欺は、24件、6億846万円の被害があり、合計被害額は10億863万円にも上ります。

今年に入ってから、オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺の被害が後を絶たしません。

- ◆ 国の機関や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報を聞いたり、お金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。
- ◆ ATMの操作をお願いすることも一切ありません。マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等にも注意してください。



## 平成27年中の少年非行の状況

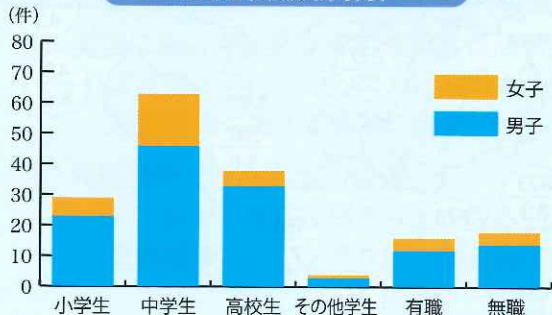
刑法犯の認知件数の減少に伴い、非行少年の検挙数も年々減少しています。

少年の非行が全体的に減少傾向を示す中で、触法少年(13歳以下)の検挙数は減少しておらず、13歳以下の少年による犯罪の占める割合が年々大きくなり、犯罪の低年齢化が懸念されます。

暴行・傷害で検挙・補導された少年の内訳は、中学生49%、有職少年25%、高校生15%を占め、中学生の粗暴化が懸念される中、強盗罪で検挙された少年のうち約38%が、中学生でした。

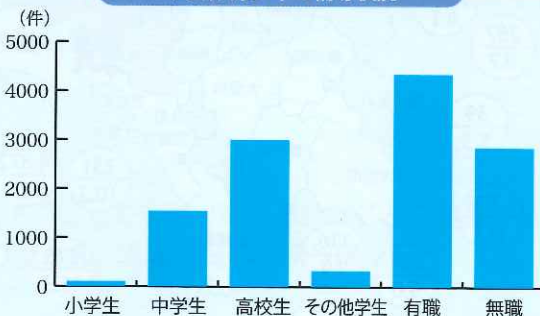


補導検挙状況(万引き)



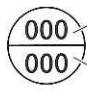
万引きで検挙された少年は、窃盗全体の58.1%を占めています。その中でも、中学生が多くを占めています。犯罪少年のうち、女子の占める割合は、13.8%で、特に万引きでは、22%を占めています。

不良行為少年の補導状況




喫煙や深夜はいかいが多くを占めています。補導された少年のうち、7人に1人は女子でした。不良少年等が集まる場所などの防犯パトロールで、地域の少年を不良行為から守りましょう。

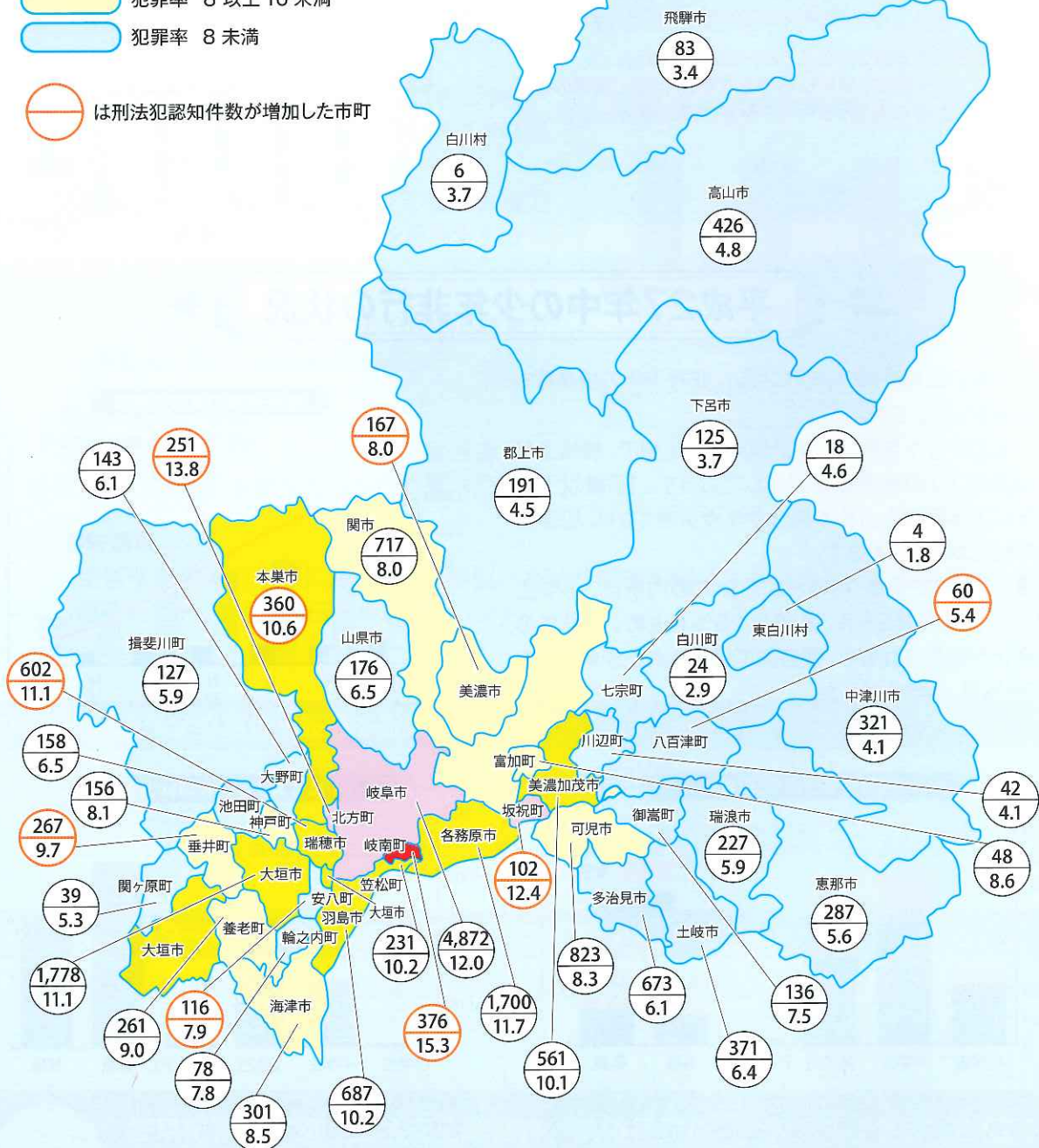
## 市町村別犯罪発生状況 (平成27年1月~12月)


 刑法犯認知件数  
 犯罪率 (人口1000人あたり被害に遭った割合)

◆ 県全体の刑法犯認知件数 18,161件  
 ◆ 県全体の犯罪率 8.9  
 (県民1000人の内、8.9人が被害に遭っている)

-  犯罪率 14 以上
-  犯罪率 12 以上 14 未満
-  犯罪率 10 以上 12 未満
-  犯罪率 8 以上 10 未満
-  犯罪率 8 未満


 は刑法犯認知件数が増加した市町



## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要（平成28年6月23日全面施行）

### 1. 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部が風俗営業から除外されるとともに、営業の形態に応じた規制に改められました。



### 2. 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととするとともに、必要な規制が設けられました。

#### 【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限

### 3. 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

- (1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務
  - 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
  - 苦情処理に関する帳簿の備付け
- (2) 風俗環境保全協議会の設置
  - 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
  - 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

### 4. その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定が見直されました。

## 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の概要

### 1. 改正の経緯

風営法の一部改正に伴い、新設された「特定遊興飲食店営業」に関する規定の整備等を行う岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例が、平成27年12月24日公布され、平成28年6月23日に施行されることとなりました。

### 2. 特定遊興飲食店営業に対する規制

#### (1) 営業所設置許容地域

風俗営業の営業時間延長許容地域（右図参照）であって、近くに保全対象施設（病院等）がない地域でのみ営業することができます。

（旅館、ホテル等の施設内で公安委員会規則で定められた構造に適合するものを除きます。）

#### (2) 営業制限時間

右図の地域において午前5時から午前6時までの間、営業をすることはできません。

#### (3) 騒音・振動の規制

営業に関し、条例で定める数値（風俗営業と同等）以上の騒音・振動を生じさせてはいけません。

#### (4) 遵守事項

風俗営業者の遵守事項に加え、賭博類似行為等や営業所周辺において清浄な風俗環境を害するおそれのある広告・宣伝を規制しています。



### 3. 風俗環境保全協議会を設置する地域

風俗環境保全協議会<sup>(※)</sup>を設置する地域は、上記「営業所設置許容地域」及び公安委員会規則で指定する地域としました。

※地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報共有等を行う協議会

### 4. ゲームセンター等営業の年少者の立入制限の見直し

午後5時から午後10時までの間に、16歳未満の者が営業所内に立ち入る場合は、保護者の同伴を求めなければならないこととなりました。

お問合せ先

岐阜県警察本部 生活安全総務課 風俗行政係 ☎ 058-271-2424  
最寄りの警察署 生活安全課

# 平成27年度の主な行事

## (公財) 岐阜県防犯協会

### 平成27年度第1回通常理事会・評議員会の開催



平成27年度第1回通常理事会(5/18)及び定例評議員会(6/2)を開催し、平成26年度事業・決算報告を審議、議決されました。

### サマーフェスティバルへの助成



夏休み子どもフェスティバルの開催に合わせて、連れ去り防止の広報や夢けいさつ絵画コンクールの入選者に防犯協会理事長賞を授与しました。(7/25)

### 岐阜県安全・安心まちづくり県民大会開催



ぎふ清流文化プラザで開催し、防犯功労者及び団体の表彰や防犯ボランティアの活動報告があり盛大に開催しました。(10/2)

### 平成27年度防犯パトロール車の整備



かねてから要望のあった土岐市内の防犯ボランティア団体へ防犯パトロール車を配分できました。地域の安全確保のための活躍をお願いします。

### 平成27年度金融機関防犯連絡協議会開催



年末年始を前に県内の主な金融機関関係者による連絡協議会を開催し、特殊詐欺被害防止対策を協議しました。(11/11)

### 自動車盗啓発活動・自動車盗難防止広報啓発活動への参加



岐阜県自動車盗難防止協議会とともに大垣駅前(7/28)や各務原市内(1/22)で盗難防止を呼びかけました。

### 安全で安心な街づくり推進大会



県内の5区域で開催された、安全で安心な街づくり推進大会に参加しました。

### 全国地域安全運動に向けてのポスターと標語の募集



応募のあったポスターと標語を有識者を交えた審査会により優秀作品を選出し、表彰しました。(6/24)

### 青少年非行防止等啓発活動への参加



大垣駅を中心に実施された、高校生主体のMSリーダーズによる青少年非行防止等啓発活動に参加しました。(7/10)

### 金融犯罪防止と振り込み詐欺被害防止啓発活動の実施



岐阜市内の大型ショッピングセンターで金融機関の皆さんと共に金融犯罪防止に向けた啓発活動に参加しました。(10/1)

年末年始に向け地域安全運動



年末年始地域安全運動期間中の12月11日、柳ヶ瀬や岐阜駅前において、知事をはじめ警察本部長、防犯協会長等による巡視が行われました。

深夜スーパーマーケット等防犯連絡協議会の開催



岐阜県内に展開するコンビニエンスストアの担当者が一同に会し、強盗事件の未然防止等について協議を行うとともに研修を受けました。(11/27)

風俗営業所管理者講習の実施



岐阜県風俗環境浄化協会の活動として公安委員会の委託を受け「風俗営業管理者講習会」を実施しました。

岐阜県警察本部年頭視閲式



平成28年岐阜県警察本部年頭視閲式が挙行され、同式に理事長が来賓として参加しました。今年も警察と一体となった防犯活動を推進して参ります。(1/4)

防犯団体への支援活動



防犯ボランティア団体の活動を補助するため、地域安全指導員証等の交付、防犯ベストの助成、傷害保険の加入促進、広報用のCDの作成など支援活動を実施しました。

平成27年度第2回通常理事会・臨時評議員会の開催



第2回通常理事会(2/24)及び臨時評議員会(3/15)が開催され、平成28年度の事業推進計画等が議決されました。

◆◆◆ 平成28年度風俗営業所管理者講習(予定) ◆◆◆

回数	業種	実施月日	講習会場	地域
1	1号~6号	5月 10日(火)	みのかも文化の森 美濃加茂市民ミュージアム (美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1)	中濃
2		19日(水)	恵那文化センター (恵那市長島町中野414-1)	東濃
3		27日(金)	下呂市民会館 (下呂市森801-10)	飛騨
4	1号~3号	6月 2日(水)	岐阜産業会館 (岐阜市六条南2丁目11-1)	岐阜
5		10日(金)	飛騨・世界生活文化センター (高山市千島町900-1)	飛騨
6		7月 21日(水)	羽島市文化センター (羽島市竹鼻町丸の内6丁目7)	岐阜
7	4号(パチンコ店管理者のみ)	29日(金)	大垣市民会館 (大垣市新田町1丁目2)	西濃
8		8月 4日(水)	岐阜産業会館 (岐阜市六条南2丁目11-1)	岐阜
9		8月 29日(月)	羽島市文化センター (羽島市竹鼻町丸の内6丁目7)	岐阜
10	1号~3号	9月 2日(金)	飛騨・世界生活文化センター (高山市千島町900-1)	飛騨
11		13日(火)	郡上市総合文化センター (郡上市八幡町島谷207-1)	中濃
12		29日(水)	羽島市文化センター (羽島市竹鼻町丸の内6丁目7)	岐阜
13	4号・5号	10月 3日(月)	多治見市文化会館 (多治見市十九田町2丁目8)	東濃
14		11日(火)	大垣市民会館 (大垣市新田町1丁目2)	西濃
15		24日(月)	羽島市文化センター (羽島市竹鼻町丸の内6丁目7)	岐阜
16	1号~3号	11月 4日(金)	岐阜産業会館 (岐阜市六条南2丁目11-1)	岐阜
17		11月 11日(金)	飛騨・世界生活文化センター (高山市千島町900-1)	飛騨・中濃
18		21日(月)	大垣市民会館 (大垣市新田町1丁目2)	西濃
19	4号・5号	3月 3日(金)	多治見市文化会館 (多治見市十九田町2丁目8)	東濃
20		3月 13日(月)	羽島市文化センター (羽島市竹鼻町丸の内6丁目7)	岐阜

※業種欄中の号数は、5月・6月は、法改正前の号数、7月以降は、法改正後の号数を示す。  
 ※管理者講習について分からないことがありましたら、営業所を管轄する警察署(生活安全課)へ問い合わせてください。

この広報誌は岐阜県・岐阜市・大垣市からの補助を受けています。